

# 福岡市工事成績優良業者表彰式実施要領

## 1. 趣旨

この実施要領は、福岡市工事成績優良業者表彰要綱（以下、「表彰要綱」という。）第9条により表彰の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

## 2. 開催時期

表彰式は、前年度に完成検査を行った表彰対象者に対して、原則9月末までに行う。  
ただし、やむを得ない事情がある場合は、表彰式を中止することがある。

## 3. 事務局

表彰式の開催に関する事務は、財政局（検査課）が行うものとし、関係局は必要に応じて表彰式開催に協力するものとする。

## 4. 表彰内容

表彰式の参加者は、福岡市工事成績優良業者表彰要綱第2条に該当する受注者のうち、表彰式参加基準により選定する。

### 表彰式参加基準

発注区分	業種	部門	参加対象
福岡市	土木	一般土木	①各業種のうち成績上位3%以内の受注者 ②各部門1位の受注者 ③初めて表彰対象となった受注者
		舗装	
		その他土木	
	建築	建築	
	機械	機械	
	電気	電気	
福岡市水道局	全業種	水道局	①全業種のうち成績上位3%以内の受注者
福岡市交通局	全業種	交通局	②初めて表彰対象となった受注者

- (1) 表彰式参加基準に該当する受注者は、表彰式において表彰状を授与する。
- (2) 表彰式の参加基準に該当しない受注者及び表彰式に参加しない表彰対象者には、表彰式終了後、表彰状を郵送するものとする。
- (3) 表彰式参加基準に規定する各部門で最も優良な成績であった受注者には、表彰と合わせて「最優良工事成績業者ロゴマーク」を使用する権利を付与する。  
なお、ロゴマークの使用基準については、別途定める。

## 附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行し、同日以降に完成する工事に適用する。